別紙

データを活用した観光客周遊・消費分析業務仕様書

１　委託業務名

データを活用した観光客周遊・消費分析業務

２　委託期間

契約締結日から令和９年３月 26 日まで

３　業務の目的

瀬戸内国際芸術祭や県立アリーナの開業に伴い、2025 年の県外観光客入込数は、瀬戸大橋開通時に次ぐ２番目の多さとなっている。こうした効果を県内各地に波及させるため、観光客の動向を人流データや消費データ等を用いて分析し、効果的な観光施策のための指標とすることを目的とする。

４　業務の内容

(1) データの活用と分析

①　本県に来訪する観光客の動向について、オープンデータや有償データを活用し、以下の項目を参考に調査、分析を行うこと。なお、観光客は日本人のみとする。

ア　県外観光客の属性（性別、年代、時間帯別、平日休日別、居住地等）

イ　来県中の滞在時間

ウ　来県中の周遊状況

エ　来県中の消費状況

オ　来県前、来県後の状況（居住地に戻るのか、他の観光地に行くのか等）

②　上記①で活用するデータや分析等については、委託期間中、委託者も利用できるようなシステム等を提案すること。

③　観光客の来訪期間については、令和８年 12 月～令和９年１月を目安とし、前年データと比較するなどして、分析を行うこととする。なお、当該期間内の県内イベントについては、県や市町の広報等により収集するほか、契約締結後、委託者と分析内容の方向性等について協議を行うこと。

(2) システム等利用のための研修

(1)②のとおり、委託者がシステム等を利用するにあたり、必要な知識や操作方法等を得るための研修を、本県において３回程度実施すること。

(3) 分析等報告書の作成及び提出

(1)の分析結果報告及び本県の来訪者が県内各地を周遊するための施策を提案し、視覚的・客観的に分かりやすくまとめて提出すること。

なお、提出する報告書は、紙媒体２部及び編集可能なデータ（ワードやエクセル等）で提出すること。

５　著作権等の取扱い

(1) 本業務委託の納入成果物は基本的に本協会が著作権を有するものとする。

(2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が有する著作物等（以下「帰属著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

(3) 成果物に帰属著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

６　その他

(1) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。

(2) 受託者は、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえ決定する。